

2. 施設配置を検討するうえで必要な条件

新たなごみ処理施設の施設配置及び動線計画の検討に際し、以下の必要な条件を考慮する。

表 1 施設配置を検討するうえで必要な条件

必要な条件
① 敷地内に整備する処理施設(保管施設含む)は可燃ごみ処理施設、マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック類)、ストックヤード、剪定枝処理施設とし、環境学習・啓発機能を持たせた施設とする
② 搬入出車両、一般車両等は、搬入時及び搬出時にそれぞれ計量を行うため、計量棟を配置する
③ 建設予定地への搬入出車両、一般車両等は、県道 308 号線(県道内田ヶ谷鴻巣線)からの入退場を基本に、地元や関係機関と話し合いを行い、警察や道路管理者(県、市)との協議に基づき決定していく
④ 搬入車両、一般車両の県道 308 号線への滞留(渋滞)が発生しないよう考慮する
⑤ 敷地は水害に対応するため、内水対策としての嵩上げを行う。
⑥ 可燃ごみ処理施設等は、計画規模・想定最大規模の浸水対策として、部分盛土もしくは建築計画による対策を行うこととする
⑦ 「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に示す緑化基準(緑化面積:敷地面積×25%以上)を確保する
⑧ 「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、雨水調整池を整備する
⑨ 搬入出車両、一般車両等が安全かつ円滑に出入できる動線とし、搬入出車両等の作業動線、来訪者の動線、作業員の動線を区別し、交差が最小限となる計画とする
⑩ 一般車両(自己搬入)は、搬入時と退出時の 2 回計量を行う必要があるため、2 回計量に配慮した動線とする
⑪ 灰や薬品の搬出車両、メンテナンス車両等は、計量棟を通過せず工場棟へアクセスできる動線を確保する
⑫ マテリアルリサイクル推進施設から発生する可燃残さの運搬を考慮した配置とし、可燃ごみ処理施設へ車両で運搬する場合は、搬入出車両、一般車両等の動線と区別する
⑬ 可能な限り車両別に車線を設けるものとし、場内の安全動線に配慮する

3. 施設配置方針(案)

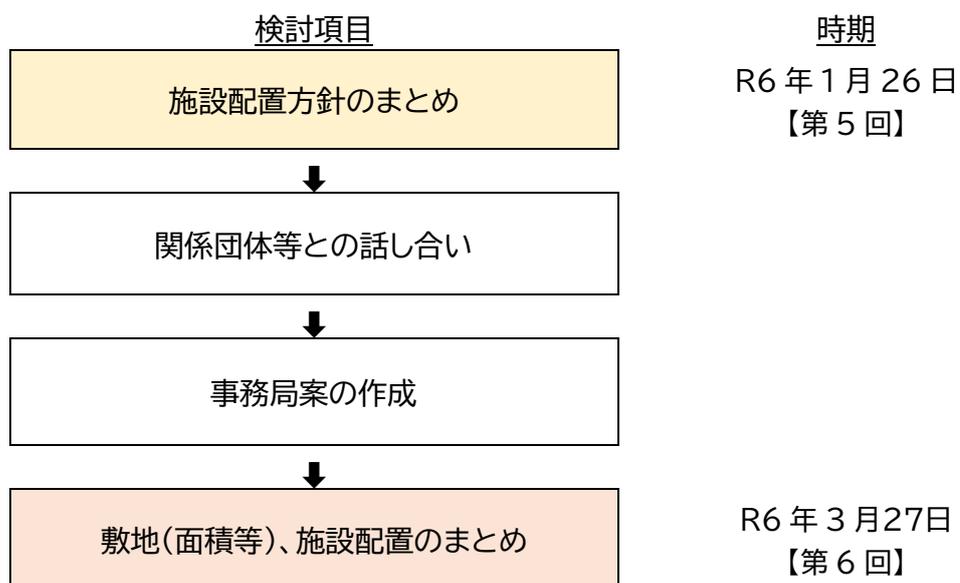
新たなごみ処理施設として建設予定地内に配置する主要な施設等と、その配置方針を表 2 に示す。

表 2 主要な施設等の配置方針

主要な施設等	配置方針等
工場棟	① 可燃ごみ処理施設とマテリアルリサイクル推進施設は可燃残さの運搬及び環境学習・啓発機能の動線を考慮した配置とする ② 可燃ごみ処理施設等は水害に対応するため部分盛土、プラットホームの上階設置、ランプウェイ(斜路)等を検討する
管理棟	③ 管理棟は事務室、研修室、会議室等を設ける ④ 管理棟は工場棟と合棟もしくは別棟とする
計量棟	⑤ 搬入車両、一般車両が建設予定地外に滞留しないように、搬入車両(委託)と一般車両の計量を区別し、入口用2台と出口用2台の計量機を設置する
剪定枝処理施設、ストックヤード	⑥ 剪定枝処理施設及びストックヤードは、搬入出が効率的に行える位置に配置する
職員用・来場者用駐車場	⑦ 職員、来場者、関係者(構成市町職員、組合議員)や、見学者用大型バス等、必要な車両台数を確保し、管理棟と近接した配置とする
構内道路	⑧ 搬入車両、一般車両が建設予定地外に滞留しないように敷地内の車両動線を十分に確保するとともに、構内道路に滞留車両の待機スペースを設ける
緑地	⑨ 緑化基準を確保するとともに、建設予定地内は可能な限り緑化に努めるものとする
調整池	⑩ 整備する雨水調整池については、深度方向を浅めに設定することで、掘削費用及び維持管理費の低減を図る
その他	⑪ 滞留車両の待機スペースと職員用・来場者用駐車場は、災害廃棄物仮置場としての機能の確保が可能な配置とする
調整事項	⑫ 緑地及び雨水調整池については、必要に応じて多目的に利用できる機能を持たせる ⑬ 今後決定するエネルギー利用方針に応じて必要なスペースについては追記することとする

4. 今後のスケジュール

今後のスケジュールを、以下に示す。



※ 本整備基本計画で示す施設配置図は想定図であり、施設の配置等は事業者選定後に作成する実施設計により確定する。

以上